

< イベントにキッチンカーを出店する際の確認ポイント >

主催者の方は以下の項目を確認してからキッチンカーを出店してください。

許可書	
前橋市指令（衛）	第〇〇-〇〇号 ← 許可番号
△△県△△市△△町〇〇-〇〇	
株式会社 □□食品	
令和〇年〇月〇日申請のあった営業は、 食品衛生法（昭和22年法律第233号） 第55条の規定に基づき次により許可する。	
令和〇年〇月〇日 前橋市保健所長 □ □ □ □	
1 営業の種類	飲食店営業（自動車営業）①
2 営業所所在地	前橋市朝日町3-36-17（県内一円）②
3 営業所の名称 屋号又は商号	□□食品キッチンカー1号
4 許可条件 有効期間	令和5年3月1日から ③ 令和10年12月31日まで
5 その他の条件	前橋〇〇〇ま〇〇〇〇 ④ 給排水容量 80L ⑤

キッチンカーの営業許可書（例）

（１）許可書の確認

① 『自動車営業』の記載があるか

② 『県内一円』の記載があるか。

※令和5年2月までに取得した許可書については『前橋市内一円』の記載があるか。

③ 有効期限内の許可書であるか

④ 車両番号が一致しているか

⑤ 提供食品は適正か。

※給排水容量や条件等の記載で、食品の調理工程や品目数が制限されることがあります。

（２）その他

- ・ キッチンカーでの調理は自動車内に限定されますので、自動車外に拡張して調理することはできません。
- ・ 営業する際は許可書を掲示してください。